

議案第41号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月1日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和等したいので、この案を提出するものである。